

国立大学法人京都大学教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(降任)</p> <p>第12条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることができる。</p> <p>(1) 勤務実績不良の場合</p> <p>(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由による場合</p> <p>(中 略)</p> <p>(表彰)</p> <p>第47条 大学は、次の各号の一に該当すると認める教職員を表彰する。</p> <p>(1) 業務成績の向上に多大の功労があった者</p> <p>(2) 業務上有益な発明又は顕著な改良をした者</p> <p>(3) 災害又は事故の際、特別の功労があった者</p> <p>(4) 業務上の犯罪を未然に防ぐ等その功労が顕著であった者</p> <p>(5) <u>永年勤続し、国立大学法人京都大学永年勤続者表彰規程（平成16年達示第85号）に該当する者</u></p> <p>(6) その他特に教職員の模範として推奨すべき実績があった者</p> <p>(後 略)</p>	<p>(降任)</p> <p>第12条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることができる。</p> <p>(1) 勤務実績不良の場合</p> <p>(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由による場合</p> <p><u>(5) その他一定期間において職責を緩和することが適当と認められる場合</u></p> <p>(表彰)</p> <p>第47条 大学は、次の各号の一に該当すると認める教職員を表彰する。</p> <p>(1) 業務成績の向上に多大の功労があった者</p> <p>(2) 業務上有益な発明又は顕著な改良をした者</p> <p>(3) 災害又は事故の際、特別の功労があった者</p> <p>(4) 業務上の犯罪を未然に防ぐ等その功労が顕著であった者</p> <p>(5) <u>退職時において大学に功労があった者として国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程（平成24年達示第21号）に該当する者</u></p> <p>(6) その他特に教職員の模範として推奨すべき実績があった者</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>